

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第12号

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例

桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第167の部中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表68の部中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

マンションの再生等の円滑化に関する法律関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
		区分	金額
1	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。